

令和 8 年瀬戸市議会 3 月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第 2 号議案	瀬戸市特別会計設置条例の廃止について
担当課・係名	財政課 財政係
1 条例廃止の理由	<p>春雨墓苑事業特別会計は、墓苑の新規区画整備に係る収支を一般会計と区分して経理するために設置された。令和 6 年度で市債の償還が終了し、今後整備に係る支出が発生する見込みがないことから特別会計を廃止するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>
2 条例廃止の概要	<p>(1) 主な内容 春雨墓苑事業特別会計の役割が終了したことにより、本条例を廃止するもの。</p> <p>(2) 施行期日等 施行期日を令和 8 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3 条例廃止に係る根拠法令	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項
4 条例廃止に伴う影響、効果等	特別会計廃止後に発生する墓地永代使用料に係る収支については、一般会計で経理することとなる。

第 3 号議案	瀬戸市財産条例の一部改正について
担当課・係名	財政課 財産係
1 条例改正の理由	公有財産の活用に係る事務を円滑にするため、普通財産の無償貸付又は減額貸付等の規定を見直すに当たり、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 普通財産の無償貸付又は減額貸付ができる場合に「その他市長が特に必要があると認めるとき」を加える。</p> <p>イ 行政財産の無償使用又は減額使用ができる場合に「公共的団体」を加え、「市の事務を円滑に行なうために必要な用に供するとき」を「その他市長が特に必要があると認めるとき」に改める。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 7 条
4 条例改正に伴う影響、効果等	公共的団体が行う公用若しくは公共用又は公益事業について、公有財産の活用に係る事務を円滑に行うことができる。

第 4 号議案	貸館等使用料見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
---------	----------------------------------

担当課・係名	財政課 財政係
--------	---------

1 条例制定の理由

施設の老朽化による修繕費の増加、物価及び人件費の高騰による運営管理費の増加に対応するため、適正な使用料となるよう貸館等使用料の見直しに関する基本方針を令和 7 年 1 1 月に策定した。この基本方針に基づき貸館等の使用料を見直すに当たり、条例中必要の事項を改正するため制定するもの。

2 条例制定の概要

(1) 主な内容

施設等の使用料を改定するもの。

ア 瀬戸市スポーツ施設条例

激変緩和措置上限（+50%）で改定。但し、一部の区分については利用状況などにより個別に設定した割合で改定。

	使用料区分	改定後の額	現行額
第 1 競技場	昼間 2 時間	4,290 円	2,200 円
第 3 競技場	昼間 2 時間	2,140 円	1,760 円
バスケット ボールコート	1 面 昼間 2 時間	2,140 円	1,430 円
テニスコート	1 面 2 時間	660 円	440 円
武道館（個人）	1 人 1 回 3 時間	210 円	160 円

イ 尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例

近隣の同種施設などの状況を踏まえた割合（+12%）で改定。

	使用料区分	改定後の額	現行額
文化ホール	平日全日	109,520 円	97,790 円
会議室第 2 2	午後	5,290 円	4,730 円
会議室第 3 1	午後	8,130 円	7,260 円

ウ 瀬戸市定光寺野外活動センター条例

激変緩和措置上限（+50%）で改定。

	使用料区分	改定後の額	現行額
テント場（団体）	1 回につき	660 円	440 円
研修室 1（団体）	午前 9 時～ 午後 1 時	820 円	550 円

エ 瀬戸市新世紀工芸館条例

激変緩和措置上限（+50％）で改定。

	使用料区分	改定後の額	現行額
ギャラリー3	1日につき	5,020円	3,350円

オ 瀬戸蔵条例

近隣の同種施設などの状況を踏まえた割合（+12％）で改定。

	使用料区分	改定後の額	現行額
つばきホール	平日全日	45,400円	40,540円
多目的ホール	全日	36,600円	32,680円
会議室1	午後	1,760円	1,570円

カ パルティせと市民交流センター条例

近隣の同種施設などの状況を踏まえた割合（+12％）で改定。

但し、フィットネスジムは激変緩和措置上限（+30％）で改定。

	使用料区分	改定後の額	現行額
マルチメディア ルーム	午後	9,850円	8,800円
アリーナ	全日	43,640円	38,970円
フィットネスジム	1回	270円	210円

(2) 施行期日等

その他所要の事項を改正し、施行期日を令和9年4月1日とし、
所要の経過措置を設ける。

3 条例制定に係る根拠法令

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

4 条例制定に伴う影響、効果等

施設の修繕費及び運営管理費は施設利用者からの使用料と市民の税金で賄われている。統一的な基準に基づき使用料を見直すことで、負担の公平性を図ることができる。なお、改定による使用料収入は1,500万円程度の増加を見込んでいる。

第5号議案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について																					
担当課・係名	人事課 人事給与係																					
1 条例改正の理由	<p>令和7年8月7日付けの人事院勧告等に基づき瀬戸市特別職報酬等審議会において審議された答申を受け、その内容を尊重し、瀬戸市議会の議員の報酬月額を改定するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>																					
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>報酬月額をそれぞれ1,000円ずつ引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="2">報酬月額</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>552,000円</td> <td>551,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>484,000円</td> <td>483,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長</td> <td>464,000円</td> <td>463,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会及び議会運営委員会の副委員長</td> <td>459,000円</td> <td>458,000円</td> </tr> <tr> <td>議員（上記に該当する議員を除く。）</td> <td>454,000円</td> <td>453,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>		職名	報酬月額		改正後	改正前	議長	552,000円	551,000円	副議長	484,000円	483,000円	常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長	464,000円	463,000円	常任委員会及び議会運営委員会の副委員長	459,000円	458,000円	議員（上記に該当する議員を除く。）	454,000円	453,000円
職名	報酬月額																					
	改正後	改正前																				
議長	552,000円	551,000円																				
副議長	484,000円	483,000円																				
常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長	464,000円	463,000円																				
常任委員会及び議会運営委員会の副委員長	459,000円	458,000円																				
議員（上記に該当する議員を除く。）	454,000円	453,000円																				
3 条例改正に係る根拠法令	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項</p>																					
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>議長を始め瀬戸市議会の議員の年収が17,074円増額となる。</p>																					

第 6 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について															
担当課・係名	人事課 人事給与係															
1	<p>条例改正の理由</p> <p>令和 7 年 8 月 7 日付けの人事院勧告等に基づき瀬戸市特別職報酬等審議会において審議された答申を受け、その内容を尊重し、特別職の職員の給料月額を改定するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>															
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>市長の給料月額を 2, 0 0 0 円、副市長及び教育長の給料月額を 1, 0 0 0 円ずつ引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th colspan="2">給料月額</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>9 9 5, 0 0 0 円</td> <td>9 9 3, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>8 1 7, 0 0 0 円</td> <td>8 1 6, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>7 2 7, 0 0 0 円</td> <td>7 2 6, 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>		職 名	給料月額		改正後	改正前	市長	9 9 5, 0 0 0 円	9 9 3, 0 0 0 円	副市長	8 1 7, 0 0 0 円	8 1 6, 0 0 0 円	教育長	7 2 7, 0 0 0 円	7 2 6, 0 0 0 円
職 名	給料月額															
	改正後	改正前														
市長	9 9 5, 0 0 0 円	9 9 3, 0 0 0 円														
副市長	8 1 7, 0 0 0 円	8 1 6, 0 0 0 円														
教育長	7 2 7, 0 0 0 円	7 2 6, 0 0 0 円														
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項</p>															
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>市長の年収が 3 6, 7 2 0 円、副市長及び教育長の年収が 1 8, 3 6 0 円増額となる。</p>															

第7号議案	瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>会計年度任用職員の給与について、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則及び均衡の原則に基づいて給与額を改めるに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>高度の専門的な知識経験等が必要となる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の時間額に係る上限を定めるとともに、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給与条例の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して、規則で定めることができるように改める。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び第3項</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>高度の専門的な知識経験等が必要となる会計年度任用職員の給与について、近隣自治体との均衡及び適正な処遇確保の観点から、適切な給与額に改めることができる。</p>	

第 8 号議案	瀬戸市地域交流センター条例の一部改正について
担当課・係名	コミュニティ推進課 コミュニティ係
1 条例改正の理由	<p>一部の地域交流センターにおいては、休館日について「市長が、特に必要があると認めるとき」として祝日を休館日として運用していたが、恒常的な休館日となっていることから、地域交流センターの休館日を変更するに当たり、条例中所需の事項を改正するため。</p>
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>国民の祝日に関する法律に規定する休日を休館日とする。</p> <p>(対象となる地域交流センター：5施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西陵地域交流センター ・品野台地域交流センター ・道泉地域交流センター ・水野地域交流センター ・下品野地域交流センター <p>(2) 施行期日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	<p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項</p>
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>地域交流センターごとに休館日を規定することで、施設等の適切な運営と指定管理業務の効率化が図られる。</p>

第 9 号議案	瀬戸市クリーンセンター条例の一部改正について
担当課・係名	クリーンセンター
1 条例改正の理由	瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設基幹的設備改良工事の完了に伴い、1日当たりの最大処理量を変更するに当たり、条例中必要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>し尿処理施設において処理するし尿及び浄化槽に係る汚泥等の最大処理量を1日につき125キロリットルから88キロリットルに改める。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>公布の日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項
4 条例改正に伴う影響、効果等	公共下水道整備の拡大等により年々減少している浄化槽汚泥等の搬入量に合わせ、1日の最大処理能力を適正量に改める。

第 10 号議案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について
担当課・係名	予防課 予防広報係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件が令和7年11月12日に公布された。</p> <p>このことを踏まえ、火災発生のおそれのある設備の基準等を規定するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 「簡易サウナ設備」（屋外等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備）は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置付けることとし、当該設備の位置、構造及び管理の基準を定めるとともに、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を「一般サウナ設備」と定義する。</p> <p>イ 住宅における火災の予防を推進するための施策に「感震ブレーカー」の普及促進を加える。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和8年3月31日</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）</p> <p>(2) 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和7年消防庁告示第10号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>簡易サウナ設備に適用する基準を定めることにより、規制の合理化が図られる。</p> <p>また、感震ブレーカーの普及を積極的に推進することにより、大規模地震発生時において電気に起因する火災の発生を抑制することができる。</p>	

第 1 1 号議案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について
担当課・係名	高齢者福祉課 介護保険料係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、介護保険料の算定に係る合計所得金額の判定及び市町村民税の課税・非課税の判定について、令和 7 年度税制改正に伴う影響（保険者の責めに帰さない保険料収入不足）を遮断するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>令和 7 年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を 5 5 万円から 6 5 万円に 1 0 万円引き上げる見直し（以下「令和 7 年度見直し」という。）が行われた。</p> <p>介護保険の第 1 号保険料の段階を判定する際に、令和 7 年度見直しの影響により第 1 号保険料の段階が変わりうる第 1 号被保険者については、令和 7 年度見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 4 2 0 号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>第 9 期介護保険事業計画（令和 6 ～ 8 年度）における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨のため、令和 8 年度の保険料の算定のみに関し適用する。</p>

第 1 2 号議案	瀬戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改正する。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>公布の日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 9 6 号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（こども誰でも通園制度の確認基準）の表記に合わせる。</p>

第13号議案	瀬戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>令和8年4月1日から「乳児等通園支援事業」及び「乳児等のための支援給付」（いわゆるこども誰でも通園制度）を実施するに当たり、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するため。</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 一般原則を定めるもの</p> <p>イ 利用定員に関する基準を定めるもの</p> <p>ウ 運営（面談、費用の額の受領、運営規程、事故発生の防止及び発生時の対応等）に関する基準を定めるもの</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3</p> <p>(2) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第91号）</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>瀬戸市から認可を受けた事業所が事業を運営するに当たり、具体的な運営に関する基準を定めることにより、円滑な事業運営が期待できる。</p>

第14号議案	市有財産（土地及び建物）の無償貸付について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>東保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地及び建物を無償で貸し付けるに当たり、議会の議決を求めるため。</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 土地</p> <p>ア 所在地 瀬戸市春雨町4番 外7筆</p> <p>イ 合計面積 4,403.29平方メートル</p> <p>(2) 建物</p> <p>ア 名称 東保育園</p> <p>イ 所在地 瀬戸市春雨町4番地</p> <p>ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建て</p> <p>エ 延べ床面積 872.42平方メートル</p> <p>(3) 貸付の相手方</p> <p>名古屋市東区泉一丁目21番27号 泉ファーストスクエア5F</p> <p>株式会社トットメイト</p> <p>(4) 貸付期間</p> <p>令和8年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>従来と同条件での貸付けを3年間延長することで、保育事業が継続される。</p>

第15号議案	市有財産（土地及び建物）の貸付について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地を無償で、及びその建物の貸付料を減額して貸し付けるに当たり、議会の議決を求めるため。</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 無償貸付をする財産（土地）</p> <p>ア 所在地 瀬戸市西本地町1丁目110番1 外1筆</p> <p>イ 合計面積 2,456.15平方メートル</p> <p>(2) 減額貸付をする財産（建物）</p> <p>ア 名称 アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園</p> <p>イ 所在地 瀬戸市西本地町1丁目110番地の1</p> <p>ウ 構造 鉄骨造2階建て</p> <p>エ 延べ床面積 1,167.24平方メートル</p> <p>オ 貸付料 月額180,000円</p> <p>(3) 貸付の相手方</p> <p>東京都品川区東品川一丁目3番10号</p> <p>アートチャイルドケア株式会社</p> <p>(4) 貸付期間</p> <p>土地・建物 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>従来と同条件での貸付けを5年間延長することで、保育事業が継続される。</p>

第16号議案	陶原小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事請負契約の締結について
担当課・係名	教育政策課 施設係
1 議案提出の理由	陶原小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 契約金額 267,795,000円</p> <p>(2) 工事場所 瀬戸市原山町1番地の3 外5か所</p> <p>(3) 工事概要 陶原小学校外5校の屋内運動場の外部改修を行う工事一式 （幡山東小、幡山西小、水無瀬中、幡山中、光陵中）</p> <p>(4) 工 期 本契約日の翌日から令和9年3月9日まで ※ 本契約日：本議案の議決を経たとき。</p> <p>(5) 契約の相手方 瀬戸市東茨町78番地の6 大数建設株式会社</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条

第17号議案	水野小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事請負契約の締結について
担当課・係名	教育政策課 施設係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>水野小学校外5校屋内運動場（外部改修）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるため。</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 契約金額 198,352,000円</p> <p>(2) 工事場所 瀬戸市小田妻町2丁目22番地 外5か所</p> <p>(3) 工事概要 水野小学校外5校の屋内運動場の外部改修を行う工事一式 （下品野小、品野台小、西陵小、品野中、水野中）</p> <p>(4) 工 期 本契約日の翌日から令和9年3月2日まで ※ 本契約日：本議案の議決を経たとき。</p> <p>(5) 契約の相手方 愛知県海部郡飛島村元起五丁目43番地 株式会社渡辺工務店</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 （昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条</p>

第 18 号議案	尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部改正について
担当課・係名	文化課 文化係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>尾張東部（瀬戸）地域文化広場の名称、休館日及び展示品の撮影等に関する許可を改めるに当たり、条例中所需の事項を改正するため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 「尾張東部（瀬戸）地域文化広場」を「瀬戸市文化センター」に改める。</p> <p>イ 休館日について火曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降において、その日に最も近い日で休日でない日）を規定する。</p> <p>ウ 美術館の展示作品の撮影について、展示品の著作権者が許可する場合は市長の許可を不要とする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を令和 9 年 4 月 1 日とする。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>市民に広く認知されている「瀬戸市文化センター」に改める。</p> <p>また、「次期瀬戸市将来計画」の策定に向けた事業見直しの一環として、週 1 回の休館日を設定することで、施設等の適切な維持管理と指定管理業務の効率化が図られる。</p>

第19号議案	瀬戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 計画係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>共同住宅への配送需要の増加等、近年の社会情勢の変化を踏まえて駐車場法施行令が改正されたことに伴い、条例中所需の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として「共同住宅」を特定用途に追加する。また、車両の変化に合わせて車椅子使用者、荷さばきのための駐車施設の基準を見直す。</p> <p>ア 共同住宅への荷さばきのための駐車施設の附置義務を規定</p> <p>イ 車椅子使用者駐車施設の車高に係る基準の追加及び規模の変更</p> <p>ウ 荷さばきのための駐車施設の車高に係る基準の変更</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和8年4月1日とし、所需の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条第1項及び第2項</p> <p>(2) 駐車場法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第43号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>共同住宅における荷さばき駐車施設の不足解消及び車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設基準の変更により、まちなかにおける歩行者の安全性の確保に対応できる。</p>	

第20号議案	瀬戸市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例の制定について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
1 条例制定の理由	開発許可に伴う公園の設置基準を緩和するに当たり、条例を制定するため。
2 条例制定の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>公園、緑地又は広場の設置に係る制限の緩和として、政令で定める基準に従い、開発行為に係る開発区域の面積の最低限度を0.3ヘクタールから1ヘクタールとする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和8年5月1日とし、所要の特例を設ける。</p>
3 条例制定に係る根拠法令等	<p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第3項</p> <p>(2) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の2第2項第1号及び第3号</p>
4 条例制定に伴う影響、効果等	条例により基準を緩和することで、小規模な公園の増加を抑制し、地域負担や管理コストを軽減することができる。

第21号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要	<p>市道路線について、以下の2路線を認定するもの</p> <p>(1) 北脇11号線</p> <p>(2) 若宮17号線</p>

2 予算関係

- 第 2 2 号議案 令和 7 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 2 3 号議案 令和 7 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 4 号議案 令和 7 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 号議案 令和 7 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 6 号議案 令和 7 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 7 号議案 令和 7 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 8 号議案 令和 7 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 9 号議案 令和 8 年度瀬戸市一般会計予算
- 第 3 0 号議案 令和 8 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 1 号議案 令和 8 年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算
- 第 3 2 号議案 令和 8 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 3 号議案 令和 8 年度瀬戸市水道事業会計予算
- 第 3 4 号議案 令和 8 年度瀬戸市下水道事業会計予算

3 報告関係

報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

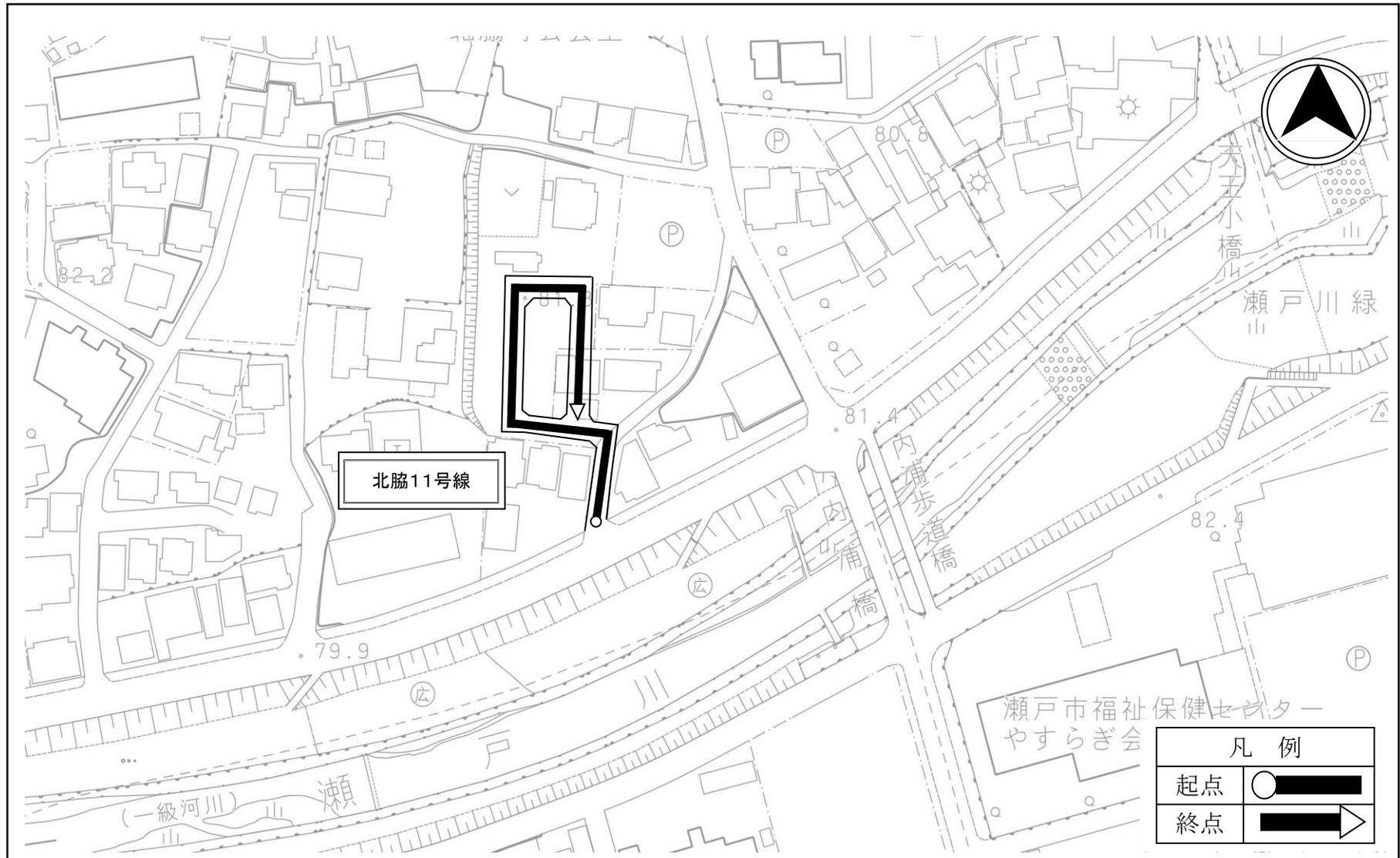
	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和7年 11月5日	令和7年9月23日孫田町地内において、相手方軽乗用自動車が生えている樹木の果実が落下し、当該車両のフロントガラスが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金158,466円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
2	令和7年 11月17日	令和7年9月10日西山町2丁目地内において、高齢者福祉課の軽乗用自動車から降車した際、ドアが相手方普通乗用自動車に接触し、当該車両のドアミラー等が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金131,116円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
3	令和7年 11月25日	令和7年7月22日共栄通6丁目地内において、交差点を左折するため一時停止していた教育政策課の小型貨物自動車に相手方普通乗用自動車に接触し、当該車両の後方部分が損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金255,233円を支払う。 (相手方過失割合100%)
4	令和7年 12月5日	令和7年11月2日掛下町1丁目地内において、相手方普通乗用自動車が市道を走行中、市道の陥没部分にはまり、当該車両のタイヤ及びホイールが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金139,040円を支払う。 (瀬戸市過失割合80%)
5	令和7年 12月8日	令和7年6月29日岩屋堂公園駐車場において、相手方普通乗用自動車が駐車場の陥没部分にはまり、当該車両のフロントバンパーが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金276,370円を支払う。 (瀬戸市過失割合50%)
6	令和7年 12月25日	令和7年11月9日掛下町1丁目地内において、相手方普通乗用自動車が市道を走行中、市道の陥没部分にはまり、当該車両のタイヤ及びホイールが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金36,826円を支払う。 (瀬戸市過失割合70%)

報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた工事請負契約の変更の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	工 事 名	契 約 金 額	
			変 更 前	変 更 後
1	令和7年 10月28日	八幡小学校校舎 長寿命化改良・ 増築(建築)工事	901,957,100円	908,835,400円
2	令和7年 10月28日	八幡小学校校舎 長寿命化改良・ 増築(電気設備) 工事	293,617,500円	300,953,400円
3	令和7年 10月28日	八幡小学校校舎 長寿命化改良・ 増築(機械設備) 工事	161,419,500円	166,811,700円

認定路線図



認定路線図



令和7年度 3月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 1月補正まで B	3月補正 C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	49,660,000	3,505,631	1,934,518	145,171	1,900	① ▲ 150,433	② 1,937,880	55,100,149	106.5%
特 別 会 計	26,521,000	801,202	▲ 251,736	51,108		▲ 298,858	▲ 3,986	27,070,466	103.0%
国民健康保険事業	11,576,000	35,559	604			604		11,612,163	101.0%
春雨墓苑事業	15,000	522	90				90	15,612	59.6%
介護保険事業	11,746,000	764,787	79,225	51,108		32,193	▲ 4,076	12,590,012	104.6%
後期高齢者医療	3,184,000	334	▲ 331,655			▲ 331,655		2,852,679	104.4%
企 業 会 計	10,938,417	▲ 75,190	321,301	203,150	53,800	▲ 67,076	131,427	11,184,528	120.4%
水 道 事 業	4,330,816	48,161	44,027				44,027	4,423,004	115.4%
下 水 道 事 業	6,607,601	▲ 123,351	277,274	203,150	53,800	▲ 67,076	87,400	6,761,524	124.0%
合 計	87,119,417	4,231,643	2,004,083	399,429	55,700	▲ 516,367	2,065,321	93,355,143	106.9%

①「その他」の説明		②「一般財源」の説明	
・使用料及び手数料	3,800	・市税	516,500
・財産収入	32,933	・地方譲与税等	592,208
・寄附金	17,188	・地方交付税	751,796
・繰入金	▲214,241	・財産収入	▲155,666
・繰越金(寄附金)	4,150	・繰入金	▲456,704
・諸収入	5,737	・繰越金	700,481
		・諸収入	▲10,735

2 一般会計

(1) 国の令和7年度補正予算(第1号)関連

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	一般管理(戸籍システム(附票)改修)	1,826	1,826				法改正に伴う事務執行に対し、国の補正予算に伴う補助金を受け、令和8年度に予定していた事業を令和7年度に前倒して実施するもの。
	一般管理(住民基本台帳システム改修)	12,623	12,623				
土 木 費	道路橋りょう予防保全	165,000	75,000	75,000		15,000	国の補正予算に伴う補助金を受け、令和8年度に予定していた事業を令和7年度に前倒して実施するもの。

(2) その他の主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	財政調整基金積立金	1,434,363			13,093	1,421,270	令和6年度決算剰余金の一部、基金運用利息等を積み立てるもの。 (令和7年度末の基金残高見込:6,225,220千円)
	公共施設等整備基金積立金	1,420,101			11,301	1,408,800	公共施設の更新等に備え、令和6年度決算剰余金の一部、遊休地の売却収入等を積み立てるもの。 (令和7年度末の基金残高見込:5,245,176千円)

上記のほか、執行状況等による補正

- (3) 繰越明許費の変更及び追加
道路維持管理事業 外
- (4) 債務負担行為の変更及び追加
西陵地域交流センター管理業務委託 外
- (5) 地方債の変更
市営住宅環境整備 外

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (2) 春雨墓苑事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (3) 介護保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (4) 後期高齢者医療特別会計
執行状況による補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 水道事業会計
支払消費税及び人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。
- (2) 下水道事業会計
国の補正予算(第1号)に伴う下水道施設老朽化対策並びに執行状況及び企業債の変更による補正を行うもの。